

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当会が立地する市街地地域においては、24時間723mmを超える大雨であっても、胎内川水系：胎内川の氾濫による浸水の恐れはほぼないと予想されている。ただし、当会から半径500m以内の地域には0.5m～1.0mの浸水の恐れが予想されている。

最寄り駅の中条駅周辺の半径500m以内には、小売業、飲食業の多くが集積している。24時間756mmの大雨が降った場合、1.0m～2.0mの浸水の恐れが予想されている。

しかし、中条地区、乙地区、築地地区における市街地の商業地区では最大2mの浸水被害が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、黒川地区山間部で土石流警戒区域が多く点在しており、一部、土石流特別警戒区域、急傾斜地の崩壊警戒区域がみられ、地滑り等、土砂災害が生じる恐れのあるエリアとなっている。胎内スキー場の他、胎内高原ゴルフ倶楽部等などの事業所が存在する。中条地区では、山間地に一部土石流警戒区域が点在しており、楯形ゴルフ倶楽部の敷地に隣接している。

(地震：ハザードマップ)

当市のハザードマップの中で、地震のゆれやすさを示したMAPでは、市街地から海岸部にかけてほとんどの地域で震度6弱、一部に震度6強の地域がみられる。山間部にいくほど、震度5強、5弱となり、地盤の固さが伺える。震度6弱以上の地震発生時に中条駅の北東方向500m以内は全壊率が10%以上と、小売業、飲食業が集積している地域でもあり、大きな被害が想定される。

(津波・その他)

当市が面する日本海沖には、県北・山形沖地震をもたらす断層があり、マグニチュード7.7程度の地震が発生した場合、約15kmにおよぶ海岸線に2.0m～3.0m、ごく一部には3.0m～5.0mの津波がおしよせてくる想定である。

1964年6月に発生した新潟地震では、さしたる被害はなかったものの、1967年8月の羽越水害では市内各所に甚大な被害を与えた。昨今では、想定を超えたドカ雪による交通障害も多数発生し、物流の停滞等により、事業所の運営に支障をきたし、生産・営業活動が制限されるなど、事業継続に大きな影響が生じた。

(感染症)

新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、市民の感染防止意識も低くなっているが、変異株のKP. 3が蔓延し、11波が襲来している。変異株の出現により、免疫が備わった市民にも感染する危険性があり、全国的かつ急速な蔓延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

当市には、飲食店が数多く存在し、感染症に対するリスク管理を万全にしておく必要がある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 1, 241人
- ・小規模事業者数 1, 127人

*上記内訳は次葉に記載、出典は新潟県商工会連合会基幹システムより抽出。

【内 訳】

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	商業	277人	245人	中条地区を中心に全域に点在している
	建設業	320人	304人	//
	サービス業	519人	484人	中条駅周辺を中心に点在している
	工業	125人	94人	全域に万遍なく点在している
計		1,241人	1,127人	

（3）これまでの主な取組

1）当市の取組

- ・胎内市防災ガイドブックの策定及び全世帯配布、市ホームページによる周知
- ・胎内市防災アプリの新設
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・防災訓練を毎年実施
- ・自主防災組織の立上げ及び防災士の育成
- ・研修会及びセミナーの開催
- ・市ホームページによる新型コロナウイルス感染症等に関する情報の提供

2）当会の取組

- ・事業者事業継続計画（以下「BCP」という。）に関する国の施策の周知
- ・BCP制度内容の周知
- ・損保会社と連携した商工会ビジネス総合保険への加入促進
- ・危機管理マニュアルに基づく防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・胎内市が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

現状では、胎内市防災ガイドブックに記載された震災、風水害対策では、自然災害等による緊急時の取組について、住民一人ひとりの自分が取るべき行動について記載がある。商工業者が取るべき応急対策については、胎内市防災会議において令和3年7月に策定した胎内市地域防災計画の各対策編に記載があるものの、漠然的な記載にとどまっており、具体的な協力体制や、その重要性についてのマニュアルが整備されておらず、また平時・緊急時に対処するノウハウをもった人員が十分にそろっていない状況である。

更には、県内商工会の人事交流の推進により、胎内市に住居をもつ職員が少なくなり、災害時に即応できない状況になることも課題である。

また、感染症対策においては、新型コロナウイルス感染症が2類感染症当時は、地区内小規模事業者も、感染拡大時に備えてマスクの着用や消毒液等の衛生用品の活用を積極的に対処していた。しかし、5類感染症に移行し緊迫感が薄れたせいも、一般市民でもマスクを着用していない方が増加し、今一度、基本的な感染症防止対策を徹底することが必要である。

また、リスクファイナンス対策として、ビジネス総合保険加入の必要性などを周知することが重要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、事業継続するにあたっての地震、水害等の災害リスク等を認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・平日・休日を問わず、災害発生時における連絡・情報共有等を円滑に行うため、当会と胎内市担当課、担当者との被害状況、支援内容等の連絡ルートを構築する。

- 平日、休日、夜間などの時間帯や、災害の大きさ等に対応した、職員レベルでの災害対応マニュアルを作成する。
- 災害発生後速やかな復興支援策が行えるよう、当会における体制及び関係機関との連携体制を平時から構築しておく。
- また、当地域内において感染症発生時、拡大期には速やかに拡大防止措置を行えるよう、当会における体制及び関係機関との連携体制を平時から構築しておく。
- 地区内の各事業所で感染症が発生した場合の対処方法を、地区内の各事業所にマニュアル化しておくよう指導する。
- 感染症が海外発生期、国内感染者発生期、国内感染者拡大期のそれぞれのレベルに応じた対処方法を、地区内の各事業所にマニュアル化しておくよう指導する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- 当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- 胎内市が令和3年7月に締結した「胎内市地域防災計画」や平成25年9月に策定した「胎内市新型インフルエンザ等対策行動計画」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組みめるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- 巡回指導、窓口相談等の機会を活用し、胎内市防災ガイドブックに記載されている風水害、土砂災害、地震ハザードマップを示し、過去の被災事例等を用いながら、その事業所の立地場所の自然災害等のリスクやその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、企業間連携、行政の支援策の活用等）について説明する。
- 月1回全会員に配付している配付物、当会ホームページに国・県・市の施策の紹介や、リスク対策の必要性、リスク対応のための損害保険等の概要、BCPに積極的に取り組む小規模事業者の事例紹介等を行う。
- 小規模事業者に対し、BCPの策定による実効性のある取組を推進し、各々の災害リスクに応じた効果的な訓練等について指導及び助言を行う。（即時に取組可能な簡易的なものを含む。）
- 各々の災害リスクに対応した事業継続の取組に関する事項を指導できる専門家を招聘し、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを開催する。また、行政施策の紹介や、損害保険の紹介等を実施する。
- 新型コロナウイルス感染症は、いつ、どこで発生するかは未知数であり、感染の状況等も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマ（フェイクニュース等）に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、各種団体で策定された「業種別ガイドライン」は廃止か停止という状況になった。そのため、「令和5年5月8日以降の取り扱いに関する事前の情報提供」の内容を踏まえたマニュアルが各種団体から示された。このマニュアルに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、その時々に応じた今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- 小規模事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄を推奨し、事務所、店舗等に換気設備が設置されていない事業所には換気設備の設置、導入を推奨する。また、事業所内に感染が拡大した場合に備え、テレワーク環境を整備するためのIT活用情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・令和6年10月16日開催の理事会にて危機管理マニュアルを承認済。

3) 関係団体等との連携

- ・商工会ビジネス総合保険を取り扱う損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした発災によるリスク回避のための保険制度の普及啓発セミナーや具体的な損害保険等の紹介を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償等）の紹介等も実施する。
- ・当会窓口への普及啓発ポスター（デジタルポスター含む）掲示依頼、食品衛生協会、飲食店組合等とのセミナーを共催する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者のBCP等取組状況の確認を実施する。
- ・胎内市事業継続力強化支援連絡会（構成員：当会、当市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・震度6以上の地震が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等の訓練を年に1回実施する。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、まず人命の安否確認、地区内の被害状況の把握が必須である。その上で、下記の手順で職員の安否確認、地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・震度6以上の地震が発生した場合は、発災後1時間以内にLINE等を活用し、全職員の安否確認や業務従事の可否を確認する。
- ・事業所の家屋の大まかな被害状況、道路状況等を当会と胎内市担当課で共有する。
- ・新型コロナウイルス感染症が発生した場合、職員の体調確認を行うとともに、事務所内の消毒、職員のマスクの着用、手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症が流行し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、胎内市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定及び情報共有

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員自身の判断で命の危険を感じる災害状況の場合は、事務所への出勤をせず、先ず職員自身が安全確保を行い、状況が改善するまで自宅待機とする。
- ・職員全員または職員の大半が被災する等により、応急対策ができない場合の対処方法を事前に決めておく。
- ・地区内の大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。被害状況の認定は次第のとおりとする。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

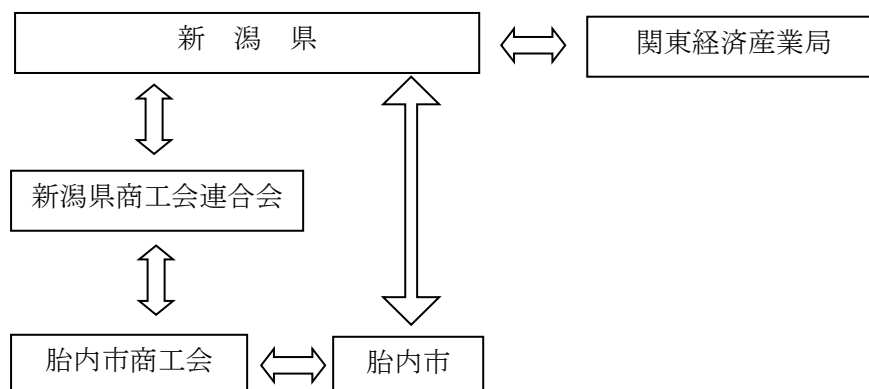
発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1か月	1日に1回共有する
1か月以降	2日に1回共有する

- ・当市で取りまとめた「市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・平日・休日を問わず、自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。
- ・新型コロナウイルス感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。

< 連絡ルート >



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- 相談窓口の開設方法について、当市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 当市と連携協力を密にし、応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- 感染症の場合、当市と連携協力を密にし、事業活動に影響を受ける、又はその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策の周知や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- 県の方針を踏まえ、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県、県連に相談する。

※ その他

- これまでの内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

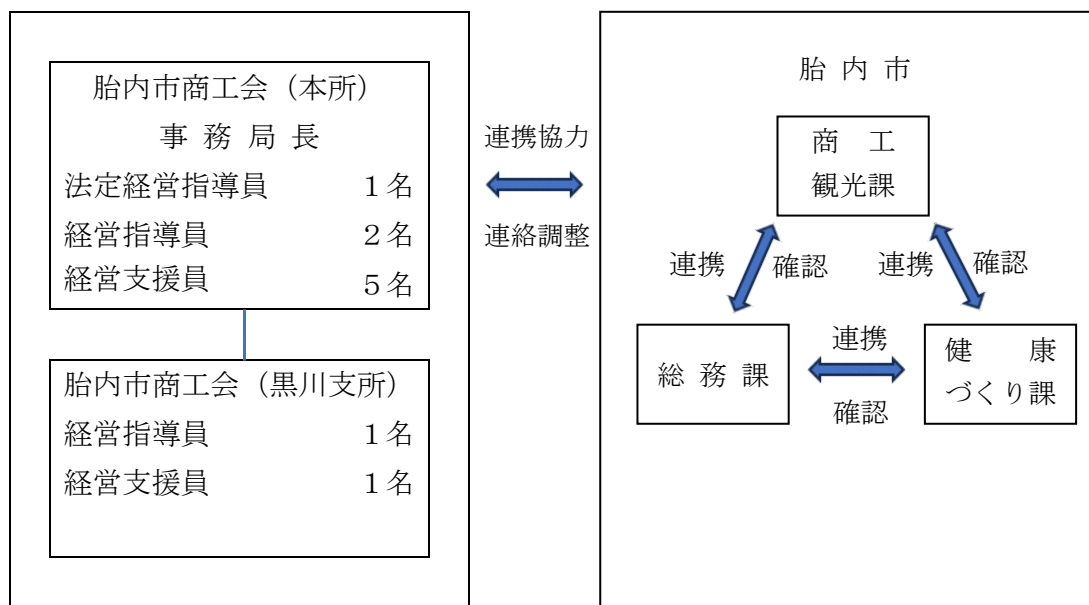
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年10月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 佐藤 勝子 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①胎内市商工会 経営支援室

〒959-2642 新潟県胎内市新和町2番5号

TEL: 0254-43-3624 / FAX: 0254-43-5773

E-mail: tainai@shinsyoren.or.jp

②胎内市役所 商工観光課

〒959-2693 新潟県胎内市新和町2番10号

TEL: 0254-43-6111 / FAX: 0254-43-7392

E-mail: syoukou@city.tainai.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	505	275	275	275	275
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ 連絡会運営費	5	5	5	5	5
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンプ、チラシ作製費	200	50	50	50	50
・ 防災、感染症対策費	100	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調 達 方 法
会費収入、胎内市補助金、新潟県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
<記載にあたり留意すべき点> なし
連携して実施する事業の内容
なし
連携して事業を実施する者の役割
なし
連携体制図等
なし